

はるとりの里ホームヘルプステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人釧路創生会が開設する、はるとりの里ホームヘルプステーション（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護・重度訪問介護の事業（以下「事業という。」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「サービス提供職員等」という。）が、身体障害者等に対し、適正な居宅介護・重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所のサービス提供職員等は、身体障害者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来る様、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般に亘る援助を行う。
- 2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・支援事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 はるとりの里ホームヘルプステーション
(特別養護老人ホーム・在宅複合型施設 はるとりの里内)
- (2) 所 在 地 釧路市春採7丁目9番7号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2名 (常勤兼務)
介護福祉士及び1級課程修了者並び実務経験が3年以上の2級課程修了者の資格を有する者から2名以上をサービス提供責任者とする。
サービス提供責任者は、指定居宅介護・重度訪問介護の提供及び事業所に対する居宅介護・重度訪問介護の利用申込に係る調整、サービス提供職員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。
- (3) サービス提供職員等 常勤換算 2.5名以上
介護福祉士 4名 (常勤兼務2名、非常勤専従2名)
2級課程修了者 4名 (非常勤専従4名)
サービス提供職員は、指定居宅介護・重度訪問介護の提供に当る。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 (但し、12月30日～1月3日までを除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。(Tel0154-46-4711)

(居宅介護・重度訪問介護を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)

(居宅介護・重度訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 居宅介護・重度訪問介護の内容は次のとおりとし、障害者自立支援制度における居宅介護・重度訪問介護を提供した場合の利用料の額は、市町村が定めた負担上限月額範囲内とする。

- (1) 身体介護 (2) 家事援助 (3) 乗降介助 (4) 重度訪問介護
- 2 通常の事業実施地域以外の居宅介護・重度訪問介護に要する交通費は、ホームヘルパーステーションから居宅介護・重度訪問介護を提供する場所までの距離が、片道5km以内の場合は無料とし、これを超える時は、自動車使用の場合往復距離数に次の金額を乗じた額とする。(1km当り30円)「移動介護」や「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関等の交通費の他入場料、利用料等が必要な場合はサービスご利用時にその都度ご負担頂くこととする。
- 3 利用予定日の前に、利用者の都合により居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更する場合にはサービス実施日の前日15時までに事業者申し出ることとする。利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用中止の申し出をされた場合は取消料として下記の料金をお支払い頂くこととする。但し、利用者の体調不良等やむを得ない場合は取消料は頂かないこととする。
利用予定日の前日までに申し出があった場合 → 無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 → 自己負担相当額+交通費(200円)
- 4 前記2及び4の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 5 利用者の利用者負担額及び実費負担額の支払い方法は、事業所の指定する方法とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 サービス提供職員等は、居宅介護・重度訪問介護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、市町村、利用者のご家族に連絡する等の必要な措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、釧路市内（阿寒町・音別町を除く）全域、及び釧路町で次に掲げる町名の地域とする。

釧路町の地域 桂・新開・光和・北見団地・国誉・桂木・木場・睦・曙・若葉
・富原・北斗・雁来・豊美

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条

(1) 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に各号に定める措置を講じるものとする。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るものとする。

②虐待防止のための指針を整備するものとする。

③虐待防止のための従業員に対する研修を年に2回以上行うものとする。

新規採用者は採用後3か月以内に行うものとする。

④上記措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(2) 事業者は、虐待などが発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(3) 成年後見制度の利用支援

(4) 苦情解決体制の整備

(業務継続計画の策定等)

第11条

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業者は、サービス提供職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 居宅介護支援事業者に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ利用者及びその家族から同意を得るものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は別途協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

平成 30 年 11 月 1 日一部改正。

平成 31 年 4 月 1 日一部改正。

令和 2 年 5 月 1 日一部改正。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日一部改正。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。